

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和5年9月11日付けで提起した葛飾区長（以下「処分庁」という。）に対する保有個人情報不開示決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、令和5年8月29日付けで個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第77条第1項の規定に基づき、下記の保有個人情報の開示を請求した。

記

申請日から開示決定日までの申請者を含む世帯に関するケース会議（類似の名称のものを含む）の記録全て。ただし、目的は審査請求に活用する目的とする。

- 2 処分庁は、令和5年8月29日、ケース会議に関する請求に係る世帯の記録が存在しないことを理由に保有個人情報不開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、同日付けで審査請求人に通知した（令和5年8月29日付け5葛福東第5503号）。

- 3 審査請求人は、本件処分を不服とし、令和5年9月11日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 理由付記の不備

理由付記の趣旨は、処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を処分の相手方に知らせることで不服申立ての便宜を図り、処分の相手方において十分な不服理由を主張できるようにすることにある（最高裁判所第三小法廷昭和47年12月5日判決・民集26巻10号1795頁）。

本件処分においては、処分理由は世帯の記録がないと書かれるのみである。

不開示を争う場合、何について主張すべきか審査請求人には不明であり、本件審査請求において十分な不服理由を主張することができない。

また、不開示とした本件処分の判断に際して、処分庁がどのような根拠に基づいたのか、考慮すべき要素を十分に考慮したものであるのか否かが全く不明であり、処分庁が根拠も合理性もない恣意的な判断をした疑いが残る。

したがって、本件処分には、理由不備の違法がある。

(2) 文書の存在性

処分庁は、文書が存在しないことを不開示の理由としている。本件申請についてみるに、審査請求人が要求した文書はケース会議記録（類似した名称も含む）である。つまり、ケース会議を含む福祉事務所内のなんらかの合議体により審査請求人世帯を検討した際の資料を求めるものである。処分庁はケース会議に付する基準を明らかにしていないが、複数回の申請却下処分やその他処分が行われていることから、適正な生活保護行政の観点からなんらかの合議体による検討が行われていなければならない。その点を考慮すると、審査請求人が要求する記録が一切ないことは不自然である。よって、処分庁が恣意的に隠ぺいした可能性が残る。

本件保有個人情報開示請求は、処分庁が言うケース診断会議のみを対象としているのではなく、名称の如何にかかわらず、何らかの合議体による会議録を対象としてい

る。対象世帯に対し何ら合議体による検討をしていないことは著しく不当な生活保護行政であると言わざるを得ない。

2 処分庁の主張

請求人の云うケース会議は、葛飾区福祉事務所においてはケース診断会議（以下「診断会議」という。）に該当するところ、厚生労働省（旧厚生省を含む。以下同じ。）発出の各通知に基づき診断会議での検討が必要とされるものについて規定されているところ、請求人世帯はそのいずれにも当てはまらないことから、本件処分をした日時点においては診断会議での検討は行われていない。

なお、当該各通知において、診断会議を適宜活用すること、場合によっては活用すること等が記載されているが、これらは必ずしも診断会議において検討に付さなければならないとするものではない。

審査請求人は、理由付記の不備を述べるが、本件処分においては、個人情報保護法第82条第2項の規定により請求に係る保有個人情報の全部を開示しないことを決定した旨を通知しているところ、開示しないこととした理由欄には「ケース会議に関する当世帯の記録がない」と記載し、不存在であることを明確に示している。審査請求人が当該記載を見れば記録の不存在を理由に全部不開示となったことが了知できる上、いかなる法の規定等が適用されたかも十分了知しうる内容であって、理解することができるから、本件処分に理由付記の違法はない。

また、請求人は、請求人世帯が複数回の申請却下処分やその他処分を受けている事情から診断会議において請求人世帯の検討がなされていると主張するが、厚生労働省が発出している通知等で当該理由を根拠に診断会議において検討しなければならない定めは特段存在しない。

理 由

1 本件に係る法令等の定め

(1) 個人情報保護法

ア 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。（第76条第1項）

イ 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項（第77条第1項）

ウ 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。（第82条第2項）

(2) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日厚生省社会局長通知。以下「実施要領」という。）

1の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地、及び2の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋であって、当該ただし書きにいう処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるか否かの判断が困難な場合は、原則として各実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行うこと。（第3の5）

(3) 暴力団員に対する生活保護の適用について（平成18年3月30日社援発第0330002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

ア 保護を申請し、又は申請しようとする者（以下「申請者等」という。）が、申請・相談・調査・指導の過程におけるその申立てや態度等から暴力団員であると疑われる場合（例：「過去には暴力団員であったが、現在は脱退している」と主張するものの、就労状況や生活実態等に照らして離脱の真偽が疑われる場合）には、警察等の関係機関との連携を十分図るとともに、必要に応じ福祉事務所長、査察指導員等幹部職員が直接対応する等、組織を挙げて取り組む必要があり、福祉事務所においては日頃からこのような組織的体制の確立に努めること。

また、ケースワーカーや面接相談員は、ケース診断会議等を通じて決定された福祉事務所の指導方針に沿って、これらケースに対応すること。（2（1））

イ 申請者等が暴力団員である場合には、ケース診断会議等を通じて保護の受給要件の適合性について厳格な審査を行い、指導指示方針を明確にして対応に臨む必要がある。

(2(3))

(4) 生活保護行政を適正に運営するための手引について（平成18年3月30日社援発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

ア 保護の要否判定、保護の決定にあたっては、各種調査に速やかに着手し、必要な調査は全て実施する。調査を法定期限内に終わることができない場合には、申請内容に係る疑義の程度や申請者の困窮状況等を個別に検討した上で、期限を延長する必要がある場合には、申請があった日から30日を限度として延長する。その際、主に査察指導員による進行管理や調査結果の点検等を行うなど組織的に管理し、延長等の判断を行う必要がある。なお、やむを得ず、各種調査の結果が揃わないままに、保護の決定を行った場合には、調査結果の判明後、速やかに保護の要否等について決定した内容を再確認する。

また、ケース診断会議を適宜活用し、援助方針等を明確にし、特に、援助困難ケースについては、その後のケース援助に重大な影響を及ぼすこととなるので、自立阻害要因を的確に把握し、ケース診断会議における検討を行う等により組織として当該被保護者の状況に応じた援助方針を樹立するよう徹底する。（I 1(4)）

イ 稼働年齢層の者がいる場合等で、再三の指導にもかかわらず収入申告書等の提出に応じないため、保護の要否判定あるいは保護の程度の決定ができない場合には、ケース診断会議で援助方針を決定し、それに基づき申告するよう改めて口頭で指示し、一定期間経過しても、申告しない場合には、法第27条により文書指示し、それでもなお従わない場合には、所要の手続を経て保護の変更、停廃止を検討することとなる。（I 3(2)）

ウ 文書での指導指示や保護の変更、停止又は廃止等が将来的に必要となると判断される場合は、口頭による指導指示の方法に準じ、ケース診断会議等に諮り、組織として、指導指示の理由、内容、時期等を検討しケース援助の全般を含めた具体的な方針を決定する。（II 1(2)ア）

エ 文書による指示を行っても正当な理由なく文書指示に従わない場合には、さらにケース診断会議に諮る等組織的に十分検討のうえ、弁明の機会を与える等法第62条

第4項の規定による所定の手続を経たうえで保護の変更、停止又は廃止を行う。

(II 2)

オ 適職がない等を理由に稼働しないものについては、稼働能力を活用するために誠実に求職活動等しているかどうか、日雇い等で仕事の不安定を理由に稼働が不十分なものについては、稼働能力を活用するために誠実に稼働しているか、又は能力活用が不十分かどうかをケース診断会議等において判定する。(II 3(2)ア)

カ 客観的資料の収集や本人に対する事実確認を経て、収入未申告等による不正受給の事実が確認ができた時点で、所長等幹部職員を交えたケース診断会議等を開催し、不正受給であることの判断やその後の処分等について、組織として、十分に協議検討して、決定する。この際には、不正受給の内容が明らかとなるケース検討票を作成するとともに、参考資料を整理し、会議での協議検討・決定が円滑に行われるよう工夫する。(III 3)

キ 費用返還額については、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、こうした取扱いを行うことが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、実施要領等に定める範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いとして差し支えないこととしているので、ケースの実態を的確に把握し、場合によってはケース診断会議を活用したうえで、必要な措置を講じる。(IV 2(2))

ク 法第78条では、保護の実施機関は、不正受給の徴収金に加え、徴収金に100分の40を乗じて得た額以下の金額を加算して徴収できることとしている。

このことから、特に悪質な不正受給があった場合等には不正受給を行った金額に加算して徴収することにより厳正に対処することとし、また、その判断に当たっては、原則ケース診断会議等を開催するなど、組織的な検討を行い決定する。(IV 4(2))

2 判断

(1) 理由付記について

審査請求人は、本件処分には、理由付記の不備があると主張する。

行政手続法（平成5年法律第88号）第8条は「行政庁は、申請により求められた許

認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」としている。この趣旨は、処分の理由についての行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることにある。そのことからすれば、理由付記は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分がなされたかを、申請者において、その記載自体から了知しうるものではない（最判昭和60年1月22日民集第39卷1号1頁）。

この点、本件処分においては、保有個人情報不開示決定通知書の開示をしないこととした理由の欄に「ケース会議に関する当世帯の記録が無い」という記載がなされており、また、同通知書頭書において、個人情報保護法第82条第2項を根拠とする旨の記載がなされているため、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分がなされたか明示されている。

そのため、理由付記に不備はない。

(2) 文書の存在性

厚生労働省が発出した通知等において診断会議の活用等を行うことは規定されているが、法令等において診断会議の開催を義務付ける規定はなく、こういった案件について当該会議に付するかについては、保護の実施機関の裁量によって判断するものと解される。

生活保護を申請する多くの者が、申請時に保有している金額が乏しく、申請者の生命、健康維持の観点からも迅速な申請処理が求められるため、処分庁においては、実施要領に基づき保護決定を判断しており、明らかに不正受給が疑われる場合等特別な事情がない限り、診断会議での検討は行っていないことが認められる。審査請求人の世帯につき、ケース会議に付さなければならない特別な事情は見受けられなかったことから、審査請求人の世帯に係る診断会議は開催されていない。そのため、本件処分を行った時点では、審査請求人が要求する診断会議の記録等は存在しないものと認められる。

なお、審査請求人は、対象世帯に関し、診断会議その他の合議体による会議を開催しないことは著しく不当な生活保護行政である旨主張するが、個人情報保護法に基づく本件処分に何ら関係がない。

(3) 小括

処分庁は、上述のとおり、個人情報保護法に基づく適正な手続により本件処分を行ったものと認められ、ほかに本件処分に違法又は不当な点はない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年12月23日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。